平成２２年（フ）第５００７号
埼玉県新座市片山３丁目17―４
破産者　小黒　光子（旧姓梅原）
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５００８号
東京都品川区大崎３丁目19番14―201号
破産者　株式会社レベルアップ
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５０１６号
東京都板橋区弥生町58番１号
破産者　株式会社ジェー・ピー・オー
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５０１７号
東京都世田谷区宮坂２丁目４―10、開始決定時の住所東京都板橋区弥生町58―１
破産者　田中　　健
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５０５０号
東京都港区南青山３丁目８番２号　ワングラム南青山ビル１Ｆ
破産者　株式会社パシャート
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５０５１号
東京都渋谷区富ヶ谷２丁目14―13―404
破産者　市橋明未・富永明未こと　市橋　明美（旧姓富永）
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５０９６号
東京都江戸川区西小岩１丁目26番地５―905号　ファースト小岩マンション
破産者　有限会社ミレ
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５０９７号
東京都葛飾区奥戸９丁目19―５―303
破産者　李　　光一
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１２９号
神奈川県相模原市橋本１丁目21番10号
破産者　株式会社フレッシュ
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１３０号
神奈川県相模原市古淵５丁目14―13
破産者　藤森　重夫
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１３１号
神奈川県相模原市古淵５丁目14―13
破産者　藤森美智子
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１３２号
神奈川県相模原市古淵５丁目14―13
破産者　藤森みち子
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１５１号
東京都葛飾区四つ木４丁目20番25号
破産者　有限会社微異愚留
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１５３号
東京都葛飾区四つ木４丁目20―25
破産者　増田　亨子
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１６４号
埼玉県上尾市春日２丁目16番地17
破産者　株式会社ウェルスマネジメント
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１６５号
埼玉県上尾市春日２丁目16―17
破産者　熊田　　浩
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１６６号
埼玉県上尾市春日２丁目16―17
破産者　熊田　敦子
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１７４号
東京都足立区中川１丁目３番11―603号
破産者　株式会社インフォ・パーティー
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１７５号
東京都足立区谷中４丁目９―21―404
破産者　梅澤　　円
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１９０号
東京都北区田端３丁目８番12号
破産者　有限会社サール・クリエイティヴ
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１９１号
東京都北区田端３丁目８―12―101
破産者　半谷　洋輔
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部